○近畿地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十二日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
大阪市住之江区粉浜三丁目五四番九地先から同市住之江区浜口東二丁目二番七二地先まで	前	二七・〇〇～三五・〇〇メートル　〇・二四五キロメートル
	後	二七・〇〇～二七・〇〇メートル　〇・二四五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○中国地方整備局告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、中国地方整備局、同局鳥取河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十二日

中国地方整備局長　福田　功

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　九号　鳥取県岩美郡岩美町蒲生地内から同県鳥取市秋里地内まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ　中国支社長　井手　明子

住所　広島県広島市中区大手町四丁目一番八号

三　他の管理者が行う管理の内容

一般国道9号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び中国地方整備局道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

四　管理の期間　平成二十二年一月二十六日から本協定の存続する日まで

○四国地方整備局告示第十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十二日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社愛媛建築住宅センター

二　住所

愛媛県松山市宮田町百八十六番地四

三　代表者氏名

代表取締役　神八　達成

四　登録年月日

平成二十二年二月二十二日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事務所の名称及び所在地

株式会社愛媛建築住宅センター本社　愛媛県松山市宮田町百八十六番地四

○九州地方整備局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十二日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千四百三十二号武雄都市計画道路事業三・五・十号内町迎田線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十二日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十二日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年九州地方整備局告示第百七十号佐賀都市計画道路事業三・三・三十号与賀町鹿子線

三　事業施行期間　自平成十三年十二月六日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十二日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　佐賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千四百三十二号武雄都市計画道路事業三・五・十号内町迎田線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十二日至平成二十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年二月二十二日

九州地方整備局長　岡本　博

一　施行者の名称　鹿児島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年九州地方整備局告示第百二十四号吾平都市計画道路事業三・四・二号吾平東西線

三　事業施行期間　自平成十五年十月二十四日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし